



裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 南城市福祉事務所長

津波古 充仁

平成27年9月4日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保険適用外となる歯科治療の医療扶助給付却下決定処分に係る審査請求を審理し、次のとおり裁決する。

主 文

南城市福祉事務所長（以下「処分庁」）が、平成27年7月14日付け南福祉317号で行った保険適用外となる歯科治療の医療扶助給付却下決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

審査請求に至る経緯

処分庁が、審査請求人 （以下「請求人」という。）の口頭による保護変更申請に対し、本件処分を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成27年9月4日付けで沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 平成27年1月19日、請求人より、 の治療をする際、かぶせ物は金属ではなくセラミックに替えたいとの申し出があったこと。
- (2) 処分庁は平成27年4月17日、請求人が通院する歯科を訪問し、病状把握を行い、その結果、主治医より、①請求人は  があり、特に歯のかぶせ物の主成分となっているパラジウムに対する  が診療

情報提供書より認められること、②治療対象となる金属のかぶせ物が7ヶ所あり、そのうち4ヶ所は既に取り外したこと、③取り外したことで精神状態が少し落ち着いていること、④国民健康保険の適用となる治療では金属を含むかぶせ物でしか対応できないこと、⑤治療費の総額は約27万円となること、⑥QOLに影響があると思われるが、生命の維持には直接関係ないことを確認したこと。

- (3) 処分庁はケース診断会議及び当庁からの疑義照会の回答により、保険適用外の歯科治療は特別基準の設定の対象とはならないと判断し、平成27年5月13日、請求人に対し説明を行ったこと。
- (4) 処分庁は平成27年7月14日、請求人に対して、保険適用外となる歯科治療について、医療扶助の対象とならないこと及びその理由をについて、書面で通知したこと。書面には、不服申立てについての教示がなかったこと。

2 判断

(1) 法令等

- ① 法第52条第1項では「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」とし、同条第2項では、「前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。」とされている。
- ② 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）第2項の規定により、「要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める」とされている。
- ③ 生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて（平成22年3月30日社援保発0330第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）では、特別基準の設定の手続き等が定められており、
 - 1 対象となり得る治療等の範囲
 - (1) 国民健康保険、健康保険の診療における取扱い等により難しい場合
 - (2) 省略
 - 2 特別基準の設定の判断基準で、次に掲げるいずれの要件にも該当すること。
 - (1) 上記1の(1)の場合
 - ア 生命の維持に直接関係があると認められること

イ 他に代替できる治療法等がないこと

ウ 研究（試験）的に用いられているものではないこと

(2) 省略

とされている。

- ④ 行政不服審査法第57条第1項では、「行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において単に「不服申立て」という。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。」とされている。

(2) 本件処分について

- ① 医療扶助の特別基準の設定の対象とならないとの決定について

生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて、対象となり得る治療等の範囲として、国民健康保険、健康保険の診療における取扱い等により難しい場合となっており、請求人が希望しているセラミックを使用する歯科治療は、保険適用外となるため、医療扶助の特別基準の設定が必要となる。しかし、特別基準の設定の判断基準として、生命の維持に直接関係があると認められること、他に代替できる治療法等がないこと、研究（試験）的に用いられているものではないこと、のいずれの要件にも該当することとなっており、処分庁が主治医に病状把握を行ったところ、主治医の意見から、生命の維持に直接関係があるとは認められないことから、違法又は不当なものとはいえない。

- ② 教示をしなかったことについて

審査庁等の教示について、行政不服審査法第57条により規定されており、処分の相手方が教示の懈怠や誤りによって不服申立ての期間を逸するようなことがあってはならないため、本件処分をするときに、書面で教示をしなかったことについては瑕疵があると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年10月27日



沖縄県知事

翁長 雄志



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

C

(